

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第69号



70代女性の「4080万円 架空請求詐欺事件」発生!

架空請求詐欺事件」発生!

帯広市の70代女性が、訴訟費用などで、現金や電子マネー約4080万円をだまし取られる架空請求詐欺事件が発生しました。

6月中旬、女性宅に「北海道防犯協会」の職員を名乗る男から「あなたの名前がボランティアに登録されていて、辞めるならほかの人を探すと電話がありました。その後、「代わりの者が見つかった」と連絡があり、ボランティアの登録先を騙る架空会社から「お客様番号」を伝えられました。女性は、代わりにボランティアになったと名乗る男にこの番号を伝えたとところ、架空会社から「なぜ番号を教えたのか。訴訟にならないために弁護士費用が必要」と電話があり、6月中旬から8月下旬にかけて5回にわたり、現金約4000万円を指定された福岡県の住所に宅配便で送りました。さらに、帯広市内のコンビニで複数回に分けて購入した約80万円の電子マネーの番号を、その男に電話で伝えたとのこと。女性はその後、男らと連絡が取れなくなったことから不審に思い、警察に通報し事件が発覚しました。

「防犯協会」がこのような電話をすることはありません。「個人情報が出ていますので削除する必要があります」「詐欺犯人を逮捕したら、あなたの名前が載っている名簿を持って」「宅配便で現金を送れ」「コンビニで電子マネーを買って番号を教える」などの電話は詐欺を疑い一人で判断せず、すぐに身近な人や警察署、消費生活センターなどに相談しましょう。



消費者庁イラスト集より

今年の啓発活動は、 各金融機関で実施

毎年、10月の年金支給日に町内の金融機関前で、消費者被害防止ネットワークのメンバーと消費者教育推進大使のペアが消費者トラブルや特殊詐欺防止の街頭啓発を行っています。今年も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭啓発は行わず、各金融機関に啓発グッズを置いていただき、消費者被害防止の啓発を実施しました。

相談事例紹介 「保険で家の修理ができる」という勧誘に注意

今月の相談

昨日、ある事業者が「火災保険を使って屋根や外壁を修理できますよ」と自宅にやってきた。保険金の何割かの手数を支払えば申請のサポートをしてくれるというが、契約しても問題ないだろうか。

相談者には、「保険を使って自己負担なく住宅の修理ができる」と火災・地震保険の申請サポートサービスを勧誘するトラブルが全国的に発生していること、消費者庁や国民生活センター、日本損害保険協会が同じような事例に対して注意を呼びかけていることをお知らせしました。

火災・地震保険では、火災や自然災害など一定の事故によって生じた損害に対して保険金が支払われます。よって、経年劣化による住宅の損傷は保険金の支払い対象にはなりませんし、ご相談のような申請サポートの手数料も補償の対象にはなりません。また、虚偽の申請をすると詐欺罪にあたることもあります。

元々、保険金の請求は加入者自身が行うことが基本であり、自分で行えば手数料はかかりません。保険金の支払対象かどうか分からなければ、加入している損害保険会社や代理店にご自身で問い合わせましょう。

なお、訪問販売や電話勧誘販売でこのような契約をした場合はクーリング・オフ（一定期間無条件の契約解除）ができることがあります。火災・地震保険のトラブルはすぐに消費生活センターにご相談ください。



☎ 幕別町消費生活センター (☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	幕別町役場 1階相談室
札内		札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類		忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

「どんなものでもいいから女性用衣類を売ってほしい」と女性から電話があり、来訪を承諾した。後日来訪があり、着物類を見せたが「**アクセサリー**や**金貨**はないか」と

男性に**せかさ**れ、

慌てて叔母の形見

や亡夫からもらった指輪

などの**貴金属**を**出した**。

すると合計1200円の

明細書とお金を渡され、

物品を**持ち帰られた**。

貴金属を出してしまった

ことを後悔している。

取り戻したい。

(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

不用品買い取りの**はずが** **貴金属**を**買い取られた!**

ひとこと助言

売らないモノは
見せない!



見守るくん

- 買い取り事業者が、事前に買い取りを承諾していない物品を突然売るように要求したり、消費者の自宅を突然訪問して勧誘したりすることは禁止されています。売らないうちの貴金属等の売却を迫られても、物品を見せず、きっぱり断りましょう。
- 必ず契約書を受け取り、すぐに物品の種類、買い取り価格、買い取り業者の名称、連絡先などを確認しましょう。
- 買い取り業者の訪問を受ける場合は、できるだけ一人で対応せず、信頼できる人に同席してもらいましょう。
- クーリング・オフできる場合があります。困ったときは、すぐにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。